

児童扶養手当等の現況届をお忘れなく！

8月は、引き続き手当を受けられるかどうかを確認するため、児童扶養手当・特別児童扶養手当・愛知県遺児手当・大口町児童扶養手当の支給を受けている方に現況届等を提出していただく時期です。

8月上旬に、福祉ごども課から必要書類を送付しますので、必ず期限内に提出してください。

児童扶養手当の支給開始から5年経過等に該当する方は、現況届と併せて一部支給停止適用除外届出書(緑色の様式) および関係書類を持参してください。 なお、該当者へは送付済です。

提出書類

▽児童扶養手当

- ① 現況届
 - ② 世帯全員の住民票(世帯主・続柄・本籍・筆頭者の記載があるもの)
 - ③ 児童扶養手当証書
 - ④ 養育費に関する申告書など
- ▽愛知県遺児手当
- ① 所得状況届など
- ▽大口町児童扶養手当
- ① 現況届など

各手当支給対象者と手当額 ※所得制限があります

	支給対象者・手当
児童扶養手当	父母が離婚または死亡・重度の障がいなどの状態にある18歳以下(18歳到達年度末まで)の児童(一定の障がいがあるときは20歳未満)を養育している方 ※公的年金を受けられる方も対象になる場合がありますのでご相談ください。 全額支給 月額 4万 2,330円 一部支給 月額 9,990円から月額 4万 2,320円
愛知県遺児手当	父母が離婚または死亡・重度の障がいなどの状態にある18歳以下(18歳到達年度末まで)の児童を養育している方 1～3年目 児童1人につき月額 4,350円 4～5年目 児童1人につき月額 2,175円 ※5年経過後は支給されません。 ※公的年金を受けられる場合は対象外です。
大口町児童扶養手当	父母が離婚または死亡・重度の障がいなどの状態にある18歳以下(18歳到達年度末まで)の児童を養育している方 児童1人につき 月額 3,000円
特別児童扶養手当	身体・知的発達または精神に障がいのある 20歳未満のお子さんを養育している方 ● 手当区分 1級該当児童 月額 5万 1,500円 ● 手当区分 2級該当児童 月額 3万 4,300円

児童扶養手当の加算額が、平成28年8月から増額されます。
 ●第2子月額 5,000円→最大月額 1万円 ●第3子月額 3,000円→最大月額 6,000円

▽特別児童扶養手当

- ① 所得状況届
 - ② 特別児童扶養手当証書
- ※平成28年1月2日以降、大口町へ転入された方は、平成28年1月1日現在お住まいの住所地にて、「平成28年度(27年分) 課税証明書」を取得の上、提出してください。

提出期間

- ▽児童扶養手当・愛知県遺児手当・大口町児童扶養手当
8月1日(月)から31日(水)
 - ▽特別児童扶養手当
8月12日(金)から9月12日(月)
- 問合せおよび提出先
 ほほえみプラザ1階
 福祉ごども課 ☎94-1222

特別障害者手当等現況届・愛知県在宅重度障害者手当所得状況届の提出

受給者の方は、毎年1回現況届・所得状況届の提出が必要になります。提出しないと、8月以降の手当が受けられなくなりますので、期間内に必ず提出してください。必要書類は、8月上旬に郵送します。

▽特別障害者手当・経過的福祉手当・障害児福祉手当

- ① 現況届
 - ② 年金振込通知書(ハガキ)
 - ③ 平成27年中の年金の金額が確認できる通帳
- ▽愛知県在宅重度障害者手当**
- ① 所得状況届
- ※平成28年1月2日以降、大口町へ転入された方は、平成28年1月1日現在お住まいの住所地にて、「平成28年度(27年分) 課税証明書」を取得の上、提出してください。
- 提出期間**
 8月12日(金)から9月12日(月)
- 問合せおよび提出先**
 ほほえみプラザ1階
 福祉ごども課 ☎94-1222